

(表)

第 _____ 号
官職 _____
氏名 _____
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 第24条第2項の立入検査員証
国土交通大臣 印
_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行 _____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効

六・五センチメートル

九センチメートル

(裏)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（抜粋）
 （報告及び検査）

第二十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。